2　対策本部の開催及び国、都道府県等の連携
⑴　農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定した後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動対応を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
⑵　農林水産省は、動物衛生研究所、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。
①　⑴の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
②　⑴の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
③　と殺及び埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
④　食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会（以下「小委」という。）に設置する疫学調査チーム
⑶　都道府県は、⑴の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
⑷　都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。
⑸　農林水産省から派遣された⑵の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、農林水産省対策本部の決定した防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
⑹　都道府県対策本部は、防疫措置を円滑に実行するため、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体、近隣の都道府県等との連絡体制を構築する。
⑺　農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。
⑻　農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を開催する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。
3　報道機関への公表等
⑴　農林水産省は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定したときには、その内容や今後の防疫方針について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
⑵　⑴による公表は原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。
⑶　⑴による公表に当たっては、人及び車両を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までにとどめ、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
⑷　⑴による公表に当たっては、我が国ではこれまで家きん肉・家きん卵を食べることにより人に感染した例は報告されていないこと等について正確な情報提供を行う。
⑸　防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。
⑹　報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
①　プライバシーの保護に十分に配慮すること。
②　発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。
4　防疫措置に必要な人員の確保
⑴　都道府県は、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。
⑵　当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省又は独立行政法人等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

第７　発生農場等における防疫措置
1　と殺（法第16条）
⑴　家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。
⑵　発生農場への出入口は、原則として１か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。
⑶　患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後24時間以内にと殺を完了する。
⑷　と殺は、原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外でと殺する場合には、ケージ等を用意し、ウイルスの拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。
⑸　と殺は、動物福祉に配慮しつつ、二酸化炭素ガス、泡殺鳥機等により行う。また、臨床症状が確認されている家きん舎を優先して行う。
⑹　と殺に当たっては、防疫措置従事者の感染防止、健康管理及び安全確保に留意するとともに、家きんの所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。
2　死体の処理（法第21条）
⑴　患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後72時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。
⑵　やむを得ず、焼却又は埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
①　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
②　積込み前後に車両表面全体を消毒する。
③　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
④　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
⑤　死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。
⑥　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
⑦　移動経過を記録し、保管する。
⑶　焼却又は埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、化製処理を行う。この化製処理を行うための死体の移動に当たっては⑵の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、⑵に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として⑴の場所に行う。
⑷　焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
①　運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
②　死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
③　死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、処理施設の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。
④　焼却又は化製処理が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立ち会う。
⑸　焼却、埋却又は化製処理が困難な場合には、発酵による消毒を行う。
3　汚染物品の処理（法第23条）
⑴　発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限